

金沢学院大学・金沢学院短期大学における公的研究費の運営・管理の責任体系

平成31年4月1日

最高管理責任者	理事長
<p>(金沢学院大学・金沢学院短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程)</p> <p>第3条 本学に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き理事長をもって充てる。</p>	
統括管理責任者	金沢学院大学長・金沢学院短期大学長
<p>(同上規程)</p> <p>第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。</p>	
コンプライアンス推進責任者	<p>教員部門：各学部長（短期大学にあつては各学科長）、各研究科長</p> <p>事務部門：財務部長、財務部課長</p>
<p>(同上規程)</p> <p>第5条 本学の公的研究費の使用及び管理について、各部局における責任と権限を持つ者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。</p> <p>2 コンプライアンス推進責任者は、以下の各号の者をもって構成する。</p> <p>(1) 教員部門については各学部長（短期大学にあつては各学科長）、各研究科長</p> <p>(2) 事務部門については財務部長、財務部課長</p>	